

タイアップ NEWS

<http://www.ombnagoya.gr.jp/>

e-mail office@ombudsman.jp

名古屋市民オンブズマン

タイアップグループ機関紙

1995年10月25日第1号発行

事務局 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303

tel : 052-953-8052

fax : 052-953-8050

名古屋城天守閣木造化は座礁寸前

2022年12月完成はほぼ望みなし

一刻も早く計画の全面見直しを

河村たかし名古屋市長が2022年12月完成をめざして強引に推し進めてきた名古屋城天守閣木造化ですが、目標としてきた2018年10月文化庁文化審議会の許可取得断念表明で、市は早急な計画の見直しを迫られています。

名古屋城天守木造化未解決の5つの課題

建設費用だけで505億円、利子100億円、維持費を含めると今後5年間で約940億円の名古屋城天守閣木造化プロジェクト。論点を簡単にまとめてみました。いずれも解決していません。

- ①需要予測・収支計画は妥当か
- ②文化財である石垣保全は可能か
- ③各種法令を遵守できるか(バリアフリー、消防、地震対策)
- ④そもそも現天守を壊して木造化する意義があるのか
- ⑤情報を公開し、市民の意見を聞いているか

しかし市議会は木材製材契約94億円可決

上記問題は以前から何回も言われているにもかかわらず、名古屋市議会経済水道委員会は18/7/3に木材製材費94億5000万円の契約を自民・民主・公明・減税の賛成で可決てしまいました。

特別史跡名古屋城跡は、文化庁の現状変更許可がなければ、

釘一本打つことは出来ません。

今回文化庁はなぜ名古屋市からの資料すら受け取らなかったのか。上記5つの点につき、数多くの情報公開請求と、市議会委員会・天守閣部会・石垣部会傍聴の結果さらに理解が深まったため、以下まとめてみました。

入場者予測基本シナリオでは14億円赤字

18/6/27によく開示された収支計画では、基本シナリオで約14億円赤字です。しかも、これは階段のみつけた場合で、名古屋市が言う「新技術」によって障害者らが上り下りすることを考えていません。さらに、市は自ら「ブームが去ることを懸念している」と認めています。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180627zenbun.pdf>

揚手馬出石垣 解体だけで10年以上 天守台石垣はさらに大規模

18/7/13特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会(第28回)が開催されました。

名古屋城にある天守台石垣とは別の「揚手馬出」の石垣は、現在解体作業中ですが、10年以上かかっています。来年度から積み

直しを行う予定ですが、マンパワーと資金不足で今後積み直しが完了するまで何年かかるかわかりません。

石垣部会の委員は「天守台石垣は危機的状況。にもかかわらず名古屋市は『石垣は安定している・やや不安定』という記述にとどまる。このまま文化庁に資料を提出するつもりか」としました。

竹中工務店 地震対策のため、石垣内部に「はね出し架構」提案

18/7/19に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会(第12回)が開催され、名古屋市は、文化庁復元検討委員会資料(追加項目)を提出しました。

その中で、竹中工務店から、木造天守閣が大地震に耐え、さらに現在の石垣に負担をかけずに復元天守閣の加重を支持するため、現石垣の中に「はね出し架構」という基礎構造を作ることが提案されました。

名古屋市は「はね出し架構を作る際、おそらく石垣を解体することになるが、戦後に積み直した部分で押さえたい」としました。

天守閣部会は「石垣と石垣の木造天守閣の接点の部分は難しいので石垣部会に任せたい」とし、その他部分は了承しました。

「認識の一一致を見な

い」石垣の問題は2点 ①現石垣をどう保全 するか ②基礎構造 の「はね出し架構」 は史跡を破壊する

名古屋城跡は史跡の中でも特に重要な「特別史跡」です。その重要な位置を占めるのが、石垣であり堀です。しかし、これまで名古屋市が石垣について十分な管理を行ってきてこなかったこと。また天守台の北面石垣にはらみや内部に空洞が見られ、最近の調査で西面の石の半数以上に亀裂や剥離が見られるなど危険な状態であると、石垣の専門家である「石垣部会」が再三指摘してきました。また昭和の天守閣復元時に大量に注入したモルタルが石垣の維持に影響を与えていないかどうかきちんととした調査が必要なことも指摘されています。

名古屋市は、天守閣復元をした後に石垣を修理するつもりだとしています。

これまで、昭和の天守閣復元時に、外側の石垣の多くを取り外し、内側の穴蔵石垣をほとんど破壊したと考えられてきました。しかし近年名古屋市が行った天守台石垣調査で、外側の石垣の少なくとも端は一番上まで江戸時代からの石垣であること。内側の穴蔵石垣も一部遺構が残っている可能性が名古屋市から示されました。

18/11/2石垣部会では、石垣有識者は「現天守を壊す、壊さない、木造天守閣を建てる・建てないにかかわらず、①石垣保全方針を示す、②石垣を保全するは譲れない」「名古屋市でとりまとめたとされる天守閣復元案の詳細は承知していないが、少なくとも江戸時代の遺構を破壊する基礎構造である『はね出し架構』は断じて認めないし、一般論として文化庁も認めないだろう。現実離れている」としました。

ガラス張り避難コア・

避難コア作らずと市

18/6/28に名古屋市議会経済水道委員会が開催されました。

江上博之市議(共産)が技術提案書で示された防災計画と避難階段について現在どうなっているか質問したところ、名古屋市は「防災計画について、竹中工務店から技術提案の段階では中央にガラスによる避難コアを設けて、新たに避難階段を設置するという提案をいただいたが、天守閣部会で『史実に忠実ではないのではないか』という意見ををいただいたので、取りやめをしている」と答弁しました。

いまだに建築基準法 適用除外・日本建築 センター防災評定・ 総務大臣緩和・市消 防長の同意取れず

木造5階建ての建造物を作成するには、名古屋市建築審査会の、「建築基準法の適用除外」を受ける必要がありますが、いまだに議題にすら上がっていません。

仮に適用除外を受けたとしても、日本建築センターの防災評定で「建築基準法同等の安全性」を受ける必要があるが、また、消防設備等については、「総務大臣の認定による緩和」が、火災予防条例については、名古屋市消防長の同意を得ることが必要ですが、いまだにいずれも完了していません。

果たしてガラス避難コア・避難階段なし、非常用エレベーターなしで、建築基準法で定められている二方向避難と同等の安全性が確保されるのか不明です。

エレベーター未設置 方針で、県審議会が 再考を要望

愛知県の公的な審議会である「愛知県障害者施策審議会」が、名古屋市が名古屋城天守閣整備事業においてエレベーターを設置しない方針を示したことに対し、18/10/2に再考を求める要望書を名古屋市長あてに提出しました。県によれば、同審議会が名古屋市に対して要望書を提出するのははじめてとのこと。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/181002.pdf>

同審議会は、「(障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法、愛知県障害者差別解消推進条例の)理念に反し、障害者差別解消法で禁じられている不当な差別的取扱いになるおそれがあると本審議会でも意見が出ております」としています。

河村市長文化庁訪問 時のメモすら非公開

河村たかし名古屋市長が18/6/13に名古屋城天守閣木造化のために文化庁を訪問した際、「市長が作成したメモ」を名古屋市民オンブズマンが情報公開請求したところ、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」として内容がすべて非公開でした。名古屋市民オンブズマンは、内容の公開を求め、18/10/23に市長に対して審査請求を行いました。

名古屋市民オンブズマン代表の新海聰弁護士は、「名古屋城をめぐり、いろんな議論があるが、市長のメモがほぼ全面非公開になっているのは非常におかしい。問題を象徴している。メモの内容はほとんど市長自らしゃべっていると思うが、それすら非公開にすることは一体何なんだろうか。『情報非公開はおかしい』と言わないと、情報公開制度はどんどん劣化する。一度非公開にするとずっと非公開になる。河村市長は、自分が興味をもったことについて、非公開にしがちである。

名古屋城木造化については、賛成・反対の意見があるが、一番コアな部分として、文化庁はなんて言っているのか、市の中でどういう議論がなされているのかがブラックボックスになっている。これでは市民が関心を持つはずがない。いい加減にしろ、ということです。

今回審査請求を行った。

文化庁にも情報公開請求を行ったが、『記録を作成していない』と回答が出た。今回、名古屋市は市長のメモを情報公開請求の対象としたことは評価するが、内容が非公開なのはおかしい。

ただ、情報公開窓口の人間に聞いたところ、情報非公開が多く、審査請求が滞留しており、答申が出るまで4年くらいかかるかもという。4年後は2022年だ。冗談じやない。弁明書が出た段階で、訴訟を起こすなどを考えたい」としました。

市長メモ 審査請求直後に公開

市長メモの公開を求める審査請求から9日後の18/11/1に名古屋市は「すでに市長が公の場において発言した内容であることから、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがあるとは認められないため」として、非公開処分を取り消し公開しました。

名古屋市民オブズマンは「審査請求後に慌てて取り消すくらいなら、はじめから公開すれば良かったのに。市は『市民の理解を得る』というのなら全ての情報を一刻も早く公開すべき」としました。

文化庁「現天守閣を壊してまで木造化する意義は？」

公開された市長メモには、②今天守解体する 工法やりかた 史跡をいためない 今の天守の価値評価はきちんと」とあり、現天守の価値を文化庁は高く評価していることがわかります。

「現天守閣を残せ」主張団体 基本設計 約8.4億返還を求める

住民監査請求

「名古屋城天守の有形文化財登録を求める市民の会」158名は、18/9/21に名古屋城天守閣木造化に関する基本設計8億4693万6000円を市が竹中工務店に支払ったのは違法だとして住民監査請求を行いました。

https://perachi.com/landing_pages/view/protect-nagoya-castle

18/3/30に竹中工務店が名古屋市に提出した基本設計の成果物のうち2813枚を名古屋市民オブズマンは情報公開請求しましたが、ほとんど黒塗りでした。

しかし、「技術提案・交渉方式」プロポーザル募集時の「業務要求水準書」で「基本設計の段階で文化庁における『復元検討委員会』の審査をうけ、文化審議会にかけられる」とあるが、いまだに審査結果が出ていないため、基本設計の要件を満たしていないとしています。http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/17_topics/271202/dwl/koubou_03.pdf

基本設計が未完成で、実施設計契約も無効であれば、計画の遅延が発生するため、本事業の停止も求めています。

河村市長2018年10月文化審議会許可断念も「2022年12月」目標取り下げる

18/10/15河村たかし名古屋市長は定例会見で2018年10月文化庁文化審議会の了承を断念すると述べ、上記までの完成が極めて厳しくなっており、工程案の見直しも具体的に進んでいませんが、依然として「期限を死守する」としています。

最低10か月工程遅れるも、工程案示せず

しかし、次の文化審議会は201

9年5月で、工程は最低でも10か月程度遅れると、18/10/30名古屋市議会経済水道委員会で市は認めました。市は「文化審議会の許可のめどが立っていない以上、竹中工務店は工程案を作れないと言っている」としました。

市長は「石垣部会から文化財石垣保存技術協議会と石垣保全方法を相談して欲しいと言われた」としていますが、当の石垣部会は「マンパワーの問題として、修理の考え方、データの取り方などのトレーニングを、先行事例を知っている方にオブザーバーとして聞いてはどうか、ということ」と、突き放しています。

竹中工務店 契約に基づき木を調達中

上記5つの問題点は全く解決していないなか、18/11/2天守閣部会において、竹中工務店から木材調達中である旨報告がありました。18/11/6NHK報道によれば、樹齢400年以上のアカマツを岩手県内から伐採すること。

木材の年間保管料だけで約1億円かかるといいます。

全面的計画見直しを

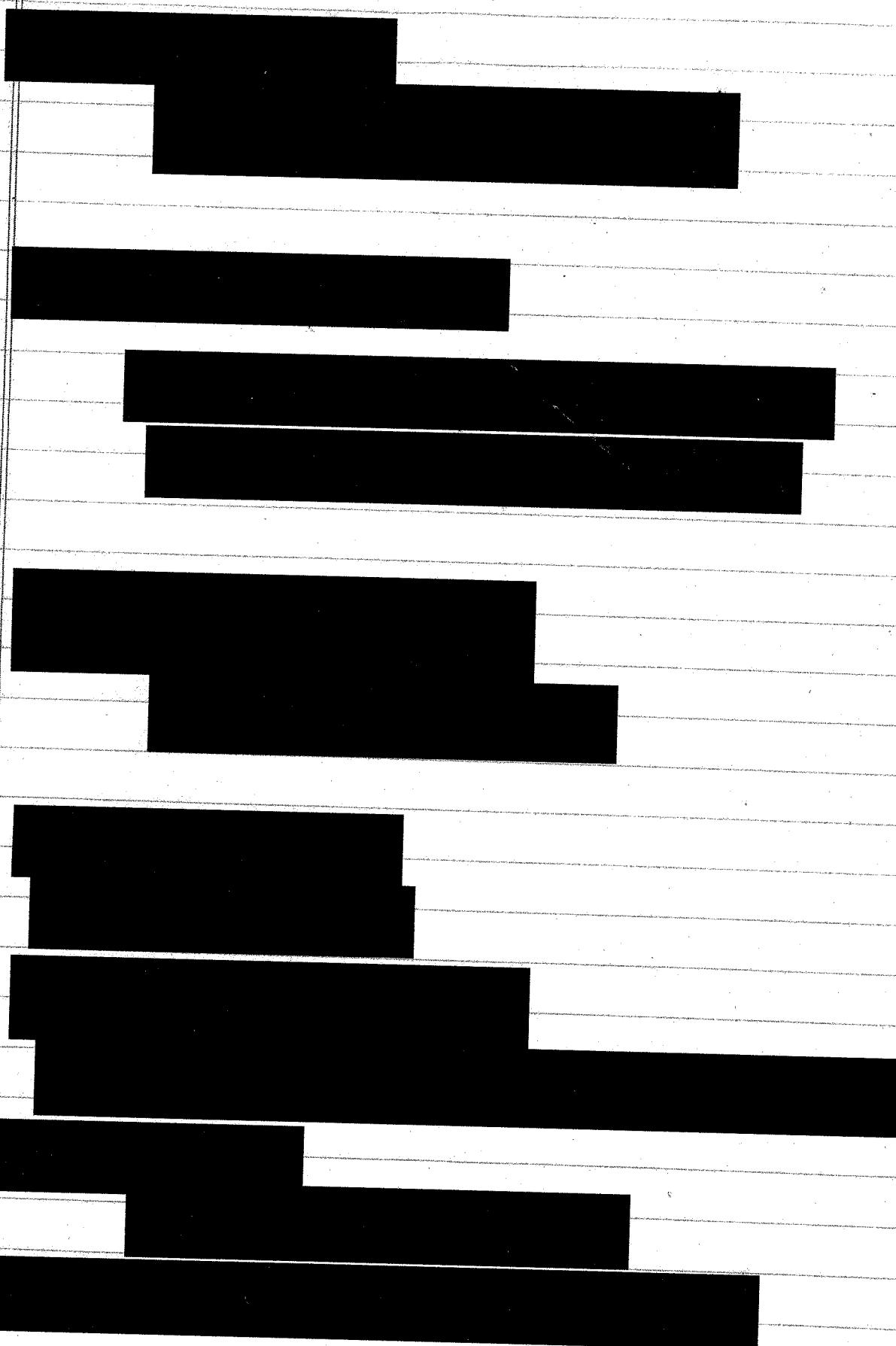
名古屋市民オブズマンは過去様々な公共事業をチェック・追及してきましたが、今回の名古屋城木造復元ほど、ずさんで見通しの立たない事業は見たことがありません。現状では、数年間程度期限を延ばせば完成する、というものではなく、木造天守閣を着工できる見通しは全く立っていないというのが現状です。

これも、河村市長が15/8/24に当時の市民経済局長に出した指示書「全責任は私が取る」が原因です。

一刻も早く2022年12月目標の断念を宣言し、善後策を検討すべきです。2022年12月断念宣言が遅れば遅れるほど、傷は深まり、市民への負担は増します。

18/10/17朝日新聞によれば、「市長は2019年4月の統一地方選挙が終わるまでは強気を続けるだろう」としています。名古屋城を政争の具にすることは許せません。

6/13 10:00~10:30
文化局 [REDACTED] 課長, 大西課長, 圓入課長



6/13 文化庁 ^{10:00~10:30}
山崎部長、大西課長、園入課長

① 総括と問題点

希望に沿った結果を出す。

② 今文字の筋体する

工法やねん 甲子年 8月

今文字の筋道評議会を終了

③ お詫び (9月8日)

史実をもとに

立派な工法でした。

大西さんお忙しい。

(9月8日-10月2日)

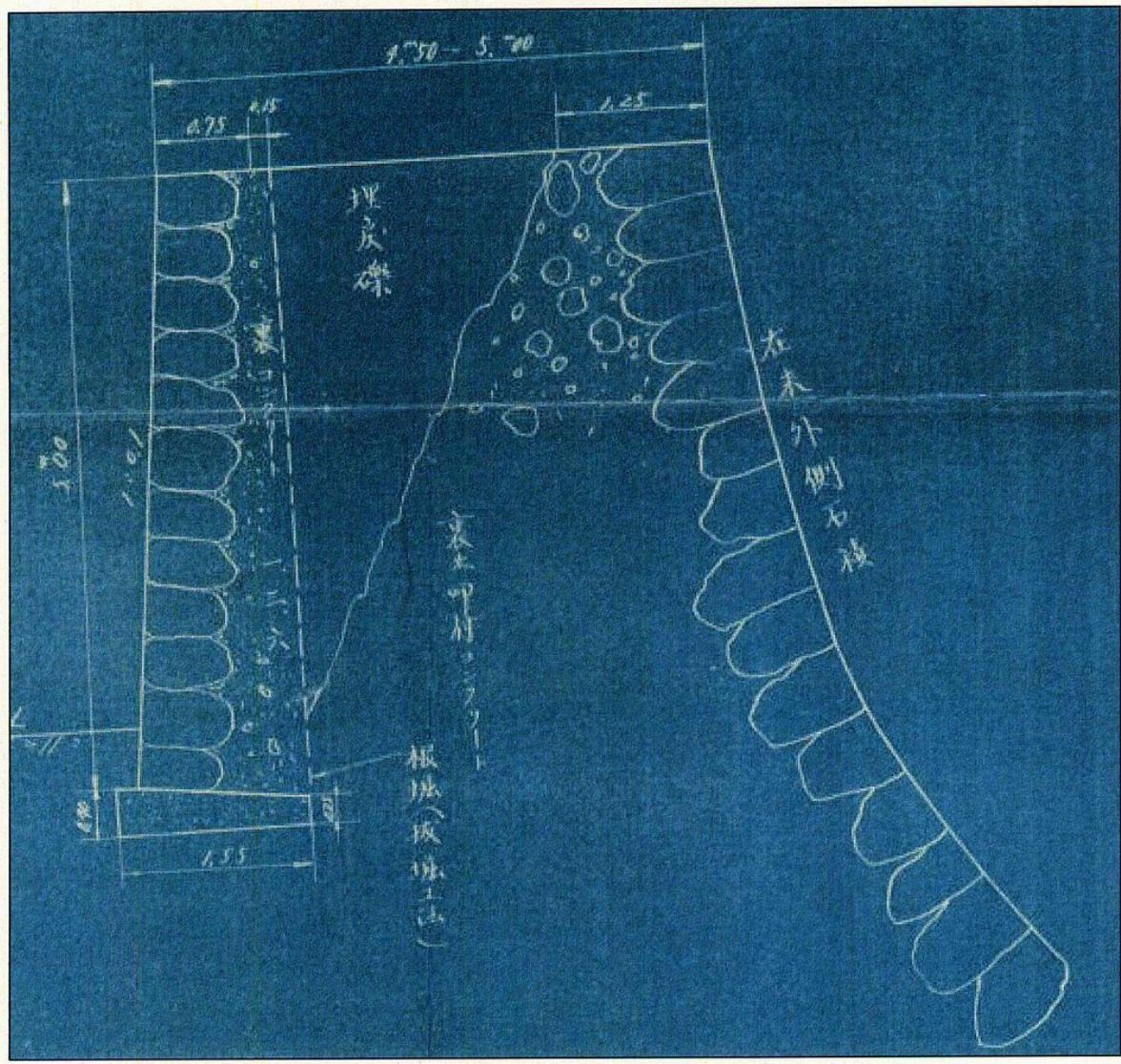
次回の実行部会が文化庁にてあります

④ 6月27日 -

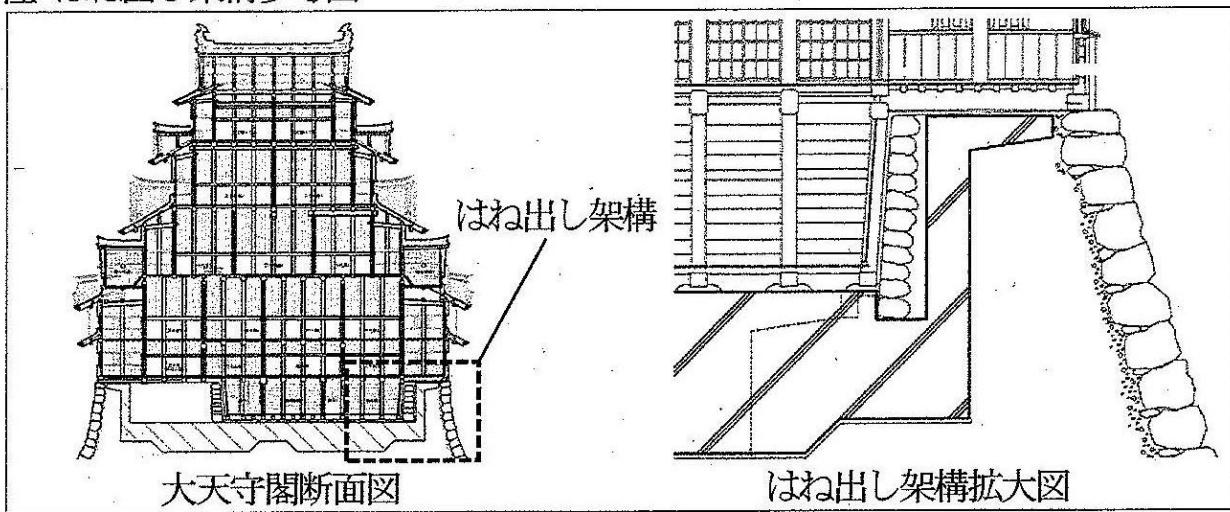
お詫びを出します。

⑤ 8月8日、9月21日、10月2日

昭和 25 年の国庫補助申請書類 計画図



注 はね出し架構参考図



県から一宮市に支払われた民生委員

実費弁償費 約1億2000万円

返還を求め住民訴訟提訴

一宮市民生委員に支払われたとされる実費弁償費領収書について、2018年6月発行のタイアップニュース第195号で問題があることはお知らせいたしました。状況を確認するため一宮市に対し、情報公開で資料を取り寄せ調査し、平成30年7月10日に5年間(平成25年度～29年度)に支払われた約1億4千8百万円の返還を求める住民監査請求を県に対し行いました。監査委員は以下の問題点を指摘しました。

1. 無茶苦茶な管理状況

○民生委員に対する弁償費は各市町村資金前渡員から、各民生委員に直接支払われることが想定されていたが、市は民生委員協議会に一括して振り込み、その先は、何の取り決めもなく、支払い方法、内容まで各協議会に任せていたことは、県は想定外とのコメントです。

○民生委員に対する支払いの事実を確認することなく、市が受領印を除いて実際とは異なる領収書を作成し、必要だからと押印を要求していたこと、県尾張福祉相談センターはいまだに領収書記載金額が正しく、民生委員に実費弁償費が全額払われていると思っています。

○交付要綱を含む関係法令等に従っていないこと。民生委員に実費弁償費交付後、7日以内に県への報告が求められていますが、平成26年度下半期の民生委員の領収書の交付月日は平成27年3月20日です

が、一宮市長のセンター長への報告は平成27年4月30日等、5年間12回の内10回が3週間以上ですが、今まで一度も指導されておりません。

○監査委員は「弁償費が各協議会の預金口座に振込済であることを伝達し受領印の押印を依頼していた。」との、市説明を信じていますが、市は11月に支払われる10月～11月分弁償費については、振込前の10月に領収書に押印させています。

○協議会によっては、弁償費から会費等を控除して残額を各委員に交付することも、必ずしも不合理とは言えずとありますが、民生委員協議会から県に提出されている収支計算書等に実費弁償費の控除の対象になる会費の記載はない。

○市長印による領収書訂正について、弁償費精算に必要で時間的な制約等を考慮し一宮市が一括で訂正することやむを得ないとのことですが、大事な領収書の原本を県はいつ返送し、市がいつ受取、訂正後、何時発送し、健康福祉部長に報告されたかはすべて不明とのことです。その上、市の控えは、28年11月30日に変更分には訂正印が押印されていますが、平成28年9月30日に変更分には訂正印がありません。

2. 民生委員は市の要請に応じ間違った領収書に押印

市は各委員の県活動費用弁

償費について各連区民協の指定口座に振込済です。本件につきまして委員全員の受領印が必要と説明し押印を求めた。受領印が必要と言われば、実質的には押印の強要と思い、市の要請に従い、支払われる約束等と思い、先限領収書を含め内容不明の領収書受領欄に民生委員は押印したと思われます。

3. 実費弁償費の目的外使用等証拠資料の調査報告無し

○民生委員が日常活動において要する費用として交付される費用とされているが、元大志連区民生委員が大志連区会長へ、実費弁償費の支払い不足に対する支払いお願いに対し、新年宴会の食事代等に実費弁償費が使用されており、支払不足分はないと文書で回答しました。その上、県提出収支計算書には実費弁償費の記載がない。又、施設見学時昼食弁当代が内部資料では37,482円、県提出資料では6,000円と大きく違っていますが、大志連区会長は、県・市が実費弁償費の使い方を含め、会計処理が正しいと認めていただいているとのことです。

わずかな資料の中からでも、引当金、繰越金等目的外使用のものがあります。各委員への実費弁償費は協議会経由が想定されていないため1億円を超える明細が県に提出されておらず、民生委員に渡ってい

ない実費弁償費がどのように使用されたかは不明です。
○監査委員に提出した市から取り寄せた証拠資料、情報提供者からの内部資料に対する監査の結果は、通知には何も記載されていなかった。

4. 監査委員 問題点を指摘するも棄却

○領収書に問題があること
○各協議会を通じて各委員に弁償費の交付を行っていたこと
○要綱を含む関係法令等に従っていないこと
等を認めながら、慣行として定着しており、民生委員が事実上承認していたと認めたことと、監査委員川上弁護士の「領収書が実態に合っていないことを理由にしているだけでは返還を求めるとは言えない」との意見も参考にして棄却された。

5. 県監査委員結果には問題点多々あり

証拠と規則等に基づく判断をすべき監査委員は監査事務局員が一宮市・愛知県福祉相談センター担当者の説明をうのみにした報告を基にしており基本的事実と反した重要な点で下記間違いがあり信頼性にかける通知になっている。

○前述の通り、平成25年・28年度の10月・11月分については11月に各協議会に振込予定であるのに、10月に各委員に押印させているが、通知ではこのことに何も触れられていない。

○前述の通り、弁償費から会費等を控除して残額を各委員に交付することは、必ずしも不合理といえないとのことです
が、基本的会費は全て市交付金支払い時、控除されておりま
す。従って、協議会が県に提出した収支決算書等に該当す

る例は1例もない。伝票等で事実確認がされたか疑問である。
○弁償費の精算を行う際、領収書を徴する必要があるため、時間的な制約を考慮し便宜上、市が一括で修正することもやむを得ないものとしたとありますが、根拠は愛知県尾張福祉相談センター長が、各市・町・村長(一宮市長)に対し交付通知の都度「交付完了後7日以内に、領収書を当センター地域福祉課へ送付すること。」と通知していることと思われます。しかし今回の市長印による訂正の28年度上期の例でいえば、領収書の交付月日は平成28年9月30日で、市長がセンター長宛報告は平成28年10月31日に行われています。又、市長印の公印使用承認は平成28年11月25日です。従来から大幅に遅れているのを、指導等することなくほったらかしにしておいて、何故今回だけ別扱いするのか、又、大事な報告の提出日がわからないことは理解できない。25年度～29年度間に、12回実費弁償費支払いが行われています。内2回7日以内に提出されておりますが、それは領収書を先限した25年度と28年度の10月・11月分の支払い分で、28年度分については交付月日が28年11月30日で市長からの報告は28年12月1日になっています。

6. 住民訴訟提訴

新海聰弁護士他2名の先生に代理人になっていただき、收支計算書等で民生委員に対する支払いが確認できる28,892千円を除く119,697千円の返還を求める損害賠償請求住民訴訟事件として名古屋地裁に平成30年10月2日訴状を提出いたしました。平成30年11月28日(水)10時30分から名古屋地裁1102号法廷で第1回弁論がありますので是非傍聴してください。

7. 他市でも同様な

問題あり

○企画・監査特別グループによる民生委員活動費用弁償費調査

7福祉相談センターが所管する50市町村の29年度末現在の状況について、県監査委員事務局監査第一課企画・特別監査グループによる調査が行われました。50市町村の内、各民生児童委員に市町村前渡員が直接支払を行っていない先是下記8市町村でした。

一宮市・江南市・稻沢市・扶桑町(尾張相談センター)、弥富市・あま市(海部相談センター)、武豊町(知多相談センター)、豊根村(新城設楽相談センター)

○民生委員に領収書金額に見合う金額が支払われていない先(武豊町・豊根村は資料未入手のため不明)

一宮市以外では、江南市・弥富市・あま市です。地域の方が住民監査請求をされる価値は十分あると思いますので、関心のある方は名古屋市民オブズマンへ問い合わせください。尚、江南市では平成30年6月13日定例議会で弁償費の問題が取り上げられていますが、的外れの答弁となっております。すなわち、質問者は地域からの要望として、費用弁償費が各地区で積み立てられている現状からの質問に対し、市は各民生委員が全額受領したとの領収書を県に提出しているのに、(情報公開請求で確認済)一宮市と同様に地区活動費に充てているとの健康福祉部長の答弁です。

8. 民生委員活性化のために改革を

民生委員は日々立派な仕事をされておられます。実費弁償費がきちんと各委員に支給されることで、さらに住みよい社会づくりに貢献されることを望みます。

(一宮市T.O.)

平成27年 収入・支出内訳書

No 3 1/2

H27.12.1~28.11.30

年月日	科 目	道 用	収 入	支 出	残 高
	前年度繰越金		333,690		333,690
27.12. 1	社会福祉協議会	実費弁消費・調査活動費	46,800		380,490
8	民生委員協議会	会議用お茶	✓ 774		379,716
14	年末見守り援護	餅代		✓ 72,608	307,108
28. 1.16	ファイル用ノート	1冊		✓ 20,671	286,437
"	新年懇親会	「かくこ」		✓ 58,870	227,567
2.22	大志小学校との交流会			✓ 3,000	224,567
22	預金利息		28		224,595
3.22	(後期)活動弁償費	(県)	320,100		544,695
4.14	弁償費分配	委員11人*30,000円		330,000	214,695
"	民生委員協議会	会議用弁当		✓ 13,068	201,627
"	"	会議用お茶		✓ 1,468	200,159
5.31	活動交付金	(市)	93,500		293,659
6. 7	民生委員協議会	会議用お茶		✓ 1,367	292,292
"	"	会議用弁当「桂すし」		✓ 14,300	277,992
"	熊本地震見舞金			✓ 10,000	267,992
"	連区民協助成金		5,500		273,492
"	地域活動クラブ会費			✓ 5,500	267,992
23	施設見学研修	四日市市・三重ケアシステム		✓ 86,260	181,732
		JR代 19,400 タクシ一代 14,500 会議室代 2,400 昼食・弁当代 37,482 手土産代 10,518 コーヒー代 1,960			
7.20	活動交付金(全期)	(県)	63,584		245,316
7.22	いきがい健康づくり費		25,000		270,316
"	見守り援護費		30,000		300,316
"	ひとり暮しふれあいの集い費		130,000		430,316
8. 7	ひとり暮し猛暑見守り費			✓ 34,412	395,904
22	利息		1		395,905
9. 8	ふれあいの集い準備金	尾関さんへ		130,000	265,905
9.30	事業活動費	(市)	156,750		422,655
	(前期)活動費用弁償費	(県)	320,100		742,755
10. 5	弁償費各委員へ分配	委員11人*30,000円		✓ 330,000	412,755
"	シルバー教養講座社会見学参加費	2*4000		✓ 8,000	404,755
"	見守り安全教育			✓ 30,000	374,755
"	ふる里の歴史を知り地域を愛す教育			✓ -30,000	344,755
"	ふれあいの集い弁当検討会			✓ 20,460	324,295
25	愛知県社会福祉大会出席負担金			✓ 12,760	311,535
		JR代 2,240 タクシ一代 1,440 食事代 9,080			
11.26	食事会(宝塚)	(お別れ会)		✓ 60,912	250,623
"	退任委員記念品	"		✓ 80,000	170,623
"	弁償費各委員へ分配	委員11人*10,000円		✓ 110,000	60,623
"	通信費・コピー代			✓ 1,000	59,623
11.30	活動費用弁償費	(県)	106,700		166,323
	次期繰越金			166,323	0
	合 計		1,631,753	1,631,753	0

平成28年度

収支報告書

平成29年 3月3日

金額単位:円

収 入

科 目	金 額	説 明
県活動費交付金	63,584	全期分
市活動費交付金	250,250	93500円+156750円
調査活動費	18,200	
民児協活動助成金	5,500	
いきがい健康づくり費・見守り援護費	55,000	社協・大志支会
前年度繰越金	10,109	
合 計	402,643	

支 出

科 目	金 額	説 明
会議研究費	111,408	
*地区定例会費 (35,290)	○	コ-レ-バ
*個人管理ファイル作成費 (3,300)	○	新任民生委員 1名分
内 *高齢者ふれあい交流会費		
講師謝礼 (10,000)	○	講師 1名 ギター演奏者
出席者お茶菓子代 (10,000)		
内 *研修費(6月23日)		施設見学 四日市市「三重西ケアシステム」
訳 交通費 (33,900)	○	
会議室使用代 (2,400)	○	
昼食弁当代 (6,000)		
手土産代 (10,518)		
調査活動費	98,574	ひとり暮し・母子・父子・障碍者等猛暑見守り、年末慰問
小学校交流会費	3,000	情報交換
地域活動クラブ参加費	5,500	11名*500円
児童見守り援護費	30,000	
社会福祉大会費	3,680	交通費
退任委員記念品代	80,000	4名
食事会代	60,912	
ふれあい交流会用弁当検討代	9,500	見本弁当を数種類購入
合 計	402,574	

収入合計402,643円 - 支出合計402,574円 = 次年度繰越金 69円

一宮市大志連区民生児童委員協議会 会長

写 一宮市福祉部 真野部長殿
一宮市民生児童委員

連絡協議会 会長殿

資料3

平成30年7月8日

殿

大志連区民生委員・児童委員協議会
会長

民生・児童委員実費弁償費支払不足分請求についてのご返答

民生児童委員の実費弁償費につきまして、事務手続き上、大志連区民生・児童委員協議会(以下単位民協という)に一括交付されたものを個人に払出しております。ただし、民生児童委員はボランティアでの活動であり、会議費程度の食費以外の会食等費用については、実費弁償費より個人負担していただく事となります。実費弁償費より個人負担となる使途・金額等につきましては、慣例に従い単位民協の会長及び役員に一任していただいております。この一任の可否を含め個人負担分については、ご意見をいただいた場合には話し合いの後、調整が困難な場合はやむを得ず単位民協構成委員の多数決にて決める事もございます。また、単位民協活動費関係につきましては、毎年、一宮市及び愛知県へ会計報告をしており、全て適正に処理されていることをお認め頂いております。

この度の実費弁償費不足分支払いの件ですが、委員一人あたり年額10,000円程度は「新年会・研修時昼食代・定例会昼食弁当代 等」の会食等飲食代として個人負担を頂いていると考えております。また、民生・児童委員協議会定例会での払出時には払出金額についての説明をし、委員の皆様方から「会長・会計さんに一任いたします。」とご指示をいただきており、一度もその説明に関して異議申し立てはございませんでした。勿論 貴殿もその場にご出席頂いており、この件についてのご発言もご異議もありませんでした。さらに、平成19年12月～平成22年11月においては、毎年3～4回は役員会が開かれており副会長の職に就いておられた貴殿は、ご発言もしくは決定権をお持ちの責任ある立場にいらしたのだと察せられます。

今般のお申出に対してのご返答を申し上げます。実費弁償費の支払い不足分はございませんので、お支払いは致しかねます。

さて、貴殿におかれましては、在任中長きに亘り単位民協役員・委員として中心的立場にてご活躍されており、ボランティア活動・民児協会議・研修・新年会等の集まりや勉強会に積極的に参加され、出席率の高さは同僚皆の知るところがありました。加えて申し上げますならば、本件につきましても、貴殿が中心的立場である役員・委員でいらっしゃる方と尊敬して居りましたので、本申立てとの矛盾に対し理解に苦しみます。

また、貴殿のご退任時に「実費弁償費の取扱いについて」貴殿よりご意見を頂き、単位民協として貴殿ご出席の上、全員総意で「期を遡っての決済変更はしない。次期の民協にて払出に関して提議の上払出方法を決議する。」と決定し、平成28年12月の単位民協第1回定例会では払出と使途、会計事務取扱いに関し協議の上変更しました事を、貴殿にもお伝えしたところでございます。にもかかわらず、ご退任後再三にわたり貴殿より「実費弁償費について支払」のお申出を受け、当方としては誠意をもって貴殿とのお話し合いを重ねてまいりました。しかしながら、当単位民協の活動にも支障をきたす事態となり、いよいよ昨年10月5日(木)に単位民協役員及び民協旧委員にもご出席いただき、貴殿との話し合いをさせて頂いております。結果、出席者全員の前で貴殿より「この件については、今後単位民協に対して申し立てしない。」とお約束をして頂きました。また、「この話は今日でおしまいにする。明日からは、もうしない。」と断言されました。

既に解決済みの本件に対し行われる行為に、委員の中には体調を崩す者もあり、当大志連区民生・児童委員協議会は大変に迷惑しております。今後、本件に関する事を申し立てられることは、本来ボランティアとしての民生・児童委員の活動に対する迷惑行為と受け止め対処させて頂きます。

半田元県議政務活動費住民訴訟

半田氏と委託先Aさん

証人尋問で疑惑はさらに深まる

名古屋市民オンブズマンは、半田晃士・元愛知県議に支給された政務活動費のうち、個人への委託料938万円とオーストラリア視察代約30万円の返還を求める住民訴訟は、半田氏と大口委託先のAさんの証人尋問で大詰めを迎えるました。

委託は「カラ」ではないか？

証人尋問で、半田氏は報告がなされて、報告書を受け取るときにお金を支払ったと述べました。

しかし、書式が同一であること、報道では「成果物が確認出来なかった」とされたことから、少なくとも作成日が平成26年7月より前と記載されている3報告書は、作成日とされる日には作られていないことになります。

「カラ」でなくとも 調査とは言えないこ とに高額委託料

仮に調査がカラ支出でなかつたとしても、調査研究委託書に記載されている「報告会」は、ホテルの喫茶店で半田元県議とAさんが1回3時間から5時間、コンピューターを見ながら複数回説明したというだけで、証拠もありません。これを「調査」とはとても言えませんし、多額の委託料を支払うことは許されません。

原告側は、報告書はマスコミが騒いだ後で大急ぎで作ったのではないかとみています。

「ネットのコピペ」 ではなく「二次デ ータの信憑性を確 認した」と主張

Aさんは、報告書を作成する際にネットを利用したことは認めました。ただし、現地に行って情報収集しインタビューをしたものと「一次データ」、ネット上の情報や書物を一字一句信憑性を確認したものと「二次データ」と呼び、その確認にものすごい時間をかけたと主張しています。

提出された報告書は、どこが引用部分かが明確になっていないではないか、と原告代理人の新海聰弁護士が質問しましたが、「発注した印刷所が間違えた」というだけで、完成版はどこにあるのか、現在裁判所で証拠とされているものと同じかは明確にしませんでした。

半田氏も証人尋問の中で「ウィキペディアの引用かどうか調べる気は全くない。あつたとしても、使ってもいいと言っている」としました。

「東日本大震災被 災地調査」の真の 目的は？

Aさんは、被災地に入ってボランティア活動をしたいと考えニユ

ヨークから帰国したと証言しました。被災地へは、ボランティア活動と調査を兼ねて行ったことを認めています。被災地では、宿泊費や交通費が高くなっていたことを強調して、多額の委託料を受け取ったことを正当化しています。

しかし、報告書の内容はほとんどネット上の情報であり、被災地に行かなくても作成可能なものがかりです。また、僅かにある被災地での直接の見聞内容を見ても、被災者の困りごとを聞き出しそれをまとめているだけで、むしろボランティア活動の記録というべきものです。

したがって、宿泊費・交通費等は、調査のためではなくボランティア活動のための費用とみるほかありません。

「ヨーロッパ現地 調査」の目的は？

ヨーロッパ現地調査についても、Aさんは別の仕事もしていたと供述しています。同様に報告書の内容をみると多くはネット上の情報であり、現地に行かなくても可能です。

したがって、これも同様に調査委託に名を借りたヨーロッパでの活動への支援を行ったに過ぎないとみるほかありません。

11/14結審へ

18/11/14(水)13時半～、名古屋地裁で弁論がなされ、結審予定です。

提訴から3年。ぜひ判決を注目して下さい。

消防デジタル無線談合

「代理店等」と契約した自治体に

損害賠償請求せよと裁判で主張

「代理店等」と契約した岐阜県内6消防本部ならびに尾三消防組合に対する消防デジタル無線談合の住民訴訟を岐阜地裁・名古屋地裁に提訴しました。

各契約約款には「談合が公正取引委員会で確定した場合、契約額の10~20%を談合した契約業者に自治体が請求せよ」と記載があります。

今回、公正取引委員会の排除措置命令で「代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなど」と記載があり確定しましたが、大手談合業者と工事名のみ認定しており、実際に消防本部と契約している「特約店」に対してはこれまで各消防本部は請求してきませんでした。

これでは談合逃れになるとし、住民監査請求・住民訴訟を起こしました。

山県市・下呂市・
岐阜市は業者に
損害賠償請求済

提訴前に山県市が、提訴後に下呂市が談合業者と特約店に対して損害賠償請求を行いました。

岐阜市は談合業者のみ損害賠償請求しました。

しかし、いずれも談合業者と特約店は支払いに応じていません。

中津川市「特約店
は『談合やってな

い』と言っている」

一方、中津川市の代理人は、「実際に談合業者と特約店に聞き取りをした。特約店は『絶対談合はやっていない』と言っており、特約店を信じている。今後その旨証拠で出す。」としています。

中濃・揖斐・尾三
は様子見？

残りの中濃・揖斐・尾三消防組合は、「現段階の資料では、特約店が談合を行ったかどうか判断できぬ」としております。様子見です。

今後、弁論準備の中で追及していきます。

オンブズマン＆タイアップ 望年会に参加を

日時 : 2018年12月26日（水）午後6時～

場所 : 名古屋市内（申込者に直接連絡します）

会費 : 5000円程度

申込み : どなたでもご参加できます。電話052-953-8052かFAX052-953-8050で

日程 : 名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2018年11月以降

月	日	曜日	時間	行 事 ・ 裁 判 ・ 催 し	場 所
11	14	水	13:30-	半田元県議政務活動費住民訴訟	名古屋地裁1102号法廷
11	28	水	10:30-	一宮市民生委員費用弁償住民訴訟弁論	名古屋地裁1102号法廷
12	3	月	16:30-	尾三消防組合デジタル無線談合住民訴訟 弁論準備(非公開)	名古屋地裁
12	12	水	14:00-	岐阜県内6消防デジタル無線住民訴訟弁論 弁論準備(非公開)	岐阜地裁
12	26	水	18:00-	オンブズマン＆タイアップ 望年会	名古屋市内

*第1火曜日ごろ 午前11時～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」